

川崎市屋外広告物条例の一部改正について 市民の皆様からの御意見を募集します

本市では、良好な景観の形成や公衆に対する危害等を防止するため、屋外広告物のうち一定規模を超える広告物の表示又は掲出物件の設置にあたりましては、川崎市屋外広告物条例において、当該表示・設置に係る許可期間を上限 2 年間と定め、許可期間の更新ごとに設置物の点検を行うことを義務付けておりましたが、国や他都市などの動向や看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などを考慮し、許可期間の上限を 3 年間へ延長する本条例の一部改正に向け、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 募集期間

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）から令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）まで
（郵送の場合 1 2 月 1 5 日（月）までの消印有効）

2 結果公表予定時期

令和 8 年 2 月末

3 改正の概要

広告物の表示又は掲出物件の設置に係る許可期間上限を 2 年から 3 年へ延長

4 資料の閲覧

（1）閲覧資料

「川崎市屋外広告物条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について」（別紙）

（2）資料の閲覧場所

各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）、川崎市建設緑政局道路管理部路政課（川崎市役所本庁舎 1 6 階）ほか

※川崎市ホームページでも御覧いただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/530/0000181713.html>

5 意見書の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者名）及び連絡先を明記の上、御意見を添えて次のいずれかの方法により提出。※意見の様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

（1）電子メール

川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」のページにアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

（2）ファクシミリ

FAX：0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 7 8（川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課）

（3）郵送または持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課（屋外広告物係）

【問合せ先】

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課
西里

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 0 8

川崎市屋外広告物条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

1. 川崎市の屋外広告物に対する取組の現状

本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物に対して必要な規制を行っており、広告物の表示を原則許可制としています。ただし、表示面積の合計が10平方メートル以下の自家用広告物など、一部の広告物については許可の対象外としています。

加えて、許可が必要な広告物のうち一定規模を超える広告物については、2年に一度「安全点検調査報告書」の提出が必要です。

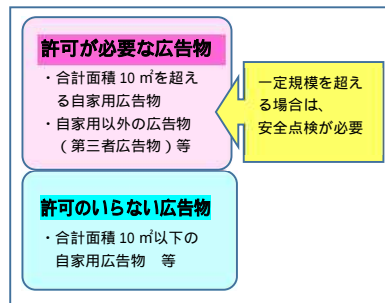


図-1 屋外広告物に対する規制の概要

2. 申請の必要な屋外広告物の主な例

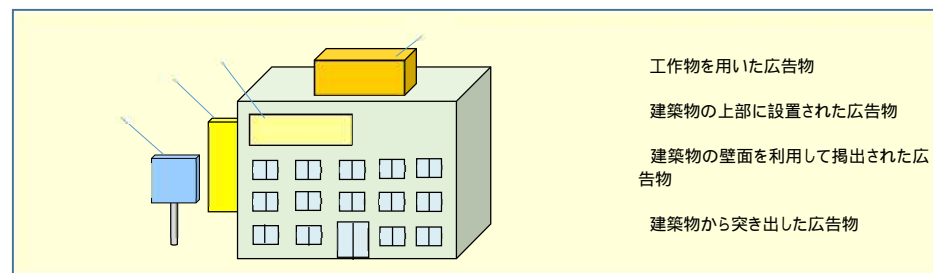


図-2 申請の必要な屋外広告物例

～ の広告物のうち、図-1で許可申請が必要な物件（ピンク色）に関わる許可の手数料及び期間については、以下のとおりになります。

区 分		単 位	手数料(円)	許可期間
(1) 広告塔又は広告板 (2) 建築物その他の工作物 等に表示する広告物又は設置する掲出物件	照明装置のあるもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,600	2年(最大)
	照明装置のないもの		1,000	
(参考) アーチ	照明装置のあるもの	1基	6,000	
	照明装置のないもの		4,000	

3. 条例改正の目的

条例の許可期間については、国のガイドラインに基づき昭和60年に上限2年間と定めて以降、更新を行う2年ごと安全点検も合わせて実施できる等の観点から、この許可期間で運用を行ってきております。

この間、国や他都市においては、看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などから、上限3年間への変更を行ってきており、また、市内でも重大な看板落下事故が発生していない状況を踏まえて、許可期間の上限を延長いたします。

これにより、看板設置者の更新作業に伴う申請や報告書提出等の事務負担の軽減が図られることとなります。

4. 改正の内容

川崎市屋外広告物条例第8条の規定を以下のように改正します。

改正案	現 行
(許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、 <u>3年</u> を超えることができない。	(許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、 <u>2年</u> を超えることができない。

5. 条例改正に伴う効果

申請者の更新作業に係る負担軽減

許可期間の上限を2年から3年に延長することで、許可期間の延長対象となる物件の更新作業に係る申請者の事務負担軽減が図られます。

また、更新時に申請者が専門業者に安全点検を調査委託していた場合には、その金銭的負担についても軽減することが見込まれます。

6. 県内他都市の現状（許可期間上限3年への改正年）

S60年	H10年	H13年	H20年	H22年	H23年	H25年	H30年	R4年	R8年予定
横浜市	神奈川県	横須賀市	大和市	小田原市	秦野市	平塚市	相模原市	鎌倉市	川崎市

7. 今後のスケジュール予定

令和7年11月14日～令和7年12月15日 パブリックコメント実施

令和8年2月 パブリックコメント結果公表

令和8年3月 条例改正

令和8年10月 条例施行・規則改正